

議 事 概 要（議題についての意見）

1 入札・契約状況について

事務局：資料 1、資料 1-1、資料 1-2 について説明

委 員：造園の落札率が高止まっているが、大型リノベーション工事、滑り台工事のような大型案件があったからなのか。

事務局：造園については、令和 3 年度に比べて令和 4 年度にはご指摘のような金額の大きい案件があったため、契約金額全体が増えている。落札率については、造園と土木は人件費比率が相対的に高く、価格競争がしにくいという背景があるのではないかと考えている。

2 指名停止措置等の状況

事務局：資料 2 について説明

委 員：区でもスポーツ大会をやっているが、現在の指名停止がイベント設営やそれらの運営に関して影響はないということか。

事務局：このたびの指名停止措置により、区の事業について特段の影響は生じていないと認識している。過去、区の事業受託実績がある業者もいるが、当該案件は適切に終了している。

また、広告等掲示委託業務について、当該事業者以外と契約を締結することができない案件があったため、指名停止基準に基づき当該事業者と契約を締結している。

3 目黒区公契約条例の適用状況等について

事務局：資料 3、資料 3-1 について説明

委 員：説明にあったように、他の自治体における令和 5 年度の労働報酬下限額の引き上げ幅が大きかったと思う。

事務局：労働報酬下限額を定めるに当たっては、目黒区では会計年度任用職員の報酬額を基本としている。他区では業務職の給料額などを基準としているところもあると聞いており、労働報酬下限額の設定の考え方が自治体によって違うため、単純な比較が難しい。

区では、令和 5 年度の労働報酬下限額について、これまで目指してきたパートタイム会計年度任用職員の報酬額相当に設定することとしたものであるが、他の自治体は令和 4 年度に比べて大きく引き上げた。

委 員：労働報酬下限額が低いと人手を集めるのが難しいということにならないか。

事務局：公契約条例の対象案件の各受託業者が実際に支払っている賃金（時給）は様々である。労働報酬下限額と同額としている事業者もいれば、人を確保したいためなどによりもっと高い金額を支払っている事業者もいる。

労働報酬下限額を引き上げる場合、労働報酬下限額と時給を同額としている事業者は時給を引き上げる必要があるため、労働報酬下限額が高くなれば人が集まりやすくなるという面はあるかもしれないが、人件費比率が高まることから、労働報酬下限額の引き上げに対しては慎重な意見も寄せられている。労働報酬下限額の設定に当たっては、労使双方の意見も踏まえて毎年検討している。

委 員：令和 3 年度から令和 4 年度に最低賃金が 3 %ほど上がっている。区の令和 5 年度の労働報

酬下限額は前年度と比べて 10 円しか上がらなかったが、例えば 50 円くらい上げるということもできたのではないか。最低賃金の上昇幅もひとつの目安になるのではないか。

事務局：労働報酬下限額は、最低賃金の動向や社会情勢等を踏まえて設定しており、最低賃金の引き上げ幅をそのまま反映するというものではない。

最低賃金がこのところ大きく引き上げとなっていること等を踏まえ、かねてより目指すこととしていたパートタイム会計年度任用職員の報酬額相当（1,110 円）とすることが望ましいとし、その差額である 10 円の引き上げとしたものである。

次年度の労働報酬下限額についても、最低賃金の引き上げ動向等も踏まえながら公契約審議会で議論をいただいて検討してまいりたい。

以 上